

公益財団法人 岡田甲子男記念奨学財団
奨学金給付規則

(給付資格)

第1条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない

- (1)長崎県内に住所を有する者の子であること。ただし、特別な理由があるものについてはこの限りではない
- (2)当財団の奨学生であること
- (3)大学院の修士課程または博士課程もしくは専門職大学院に入学する者で修学において経済的支援を必要とする者

(奨学金の額)

第2条 奨学金の額は、次のとおりとする

年総額 84万円（月額7万円）

(給付の期間)

第3条 給付期間は原則として最短修学期間、修士課程においては24ヶ月、博士課程においては36ヶ月以内とする

(申請の手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、在学する学校の担当指導教員等の推薦を受け、給付奨学生申請書(給付第1号様式)・給付奨学生推薦書(給付第2号様式)及び家庭状況調査書(給付第3号様式)の外に募集要項に記した書類を理事長に提出しなければならない

- 2 前項の願出の期日は、毎年理事長が定める
- 3 他団体の奨学金との併願・併給ができるものとする
- 4 本財団の貸与・給付奨学金の併願は出来るが、両方の適用はできない

(給付奨学生の決定)

第5条 奨学生は選考委員会の選考を経て、理事長が決定する

- 2 選考の手順等については、別に定める
- 3 理事長は、給付奨学生を内定したときは、奨学生内定通知書(給付第8号様式)により、本人に通知する
- 4 面接受検者の交通費は財団算定による交通費実費を支給することができる

(給付奨学生の報告義務)

第6条 奨学生は、次の各号に該当する場合は、速やかにその旨を理事長に報告、届出又は提出しなければならない

- (1)課程修了まで、各年度の年度末成績証明書
- (2)それぞれの課程の修了時には修了が証明できる証明書
- (3)住所・電話番号・メールアドレス・緊急連絡先の届出及び変更したとき
- (4)退学、休学、復学、転学、留年、留学、転部転科の報告並びに長期欠席したとき
- (5)停学その他の処分を受けたとき
- (6)最短修学年で卒業できないことが確定したとき

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、次のとおりとする

- (1)1年度を単位とし、毎年6月、9月、12月及び3月の4半期ごとにそれぞれ本人に給付する
- (2)給付条件として、年度を単位として1年に1回学業成績証明書を提出しなければならない

第8条 奨学生が次の各号に該当すると認められる場合、その期間奨学金を給付しない

- (1)第6条の報告義務に記載された報告義務を怠ったとき
- (2)留年・休学・長期欠席したとき
- (3)正当な理由なく、当財団からの重要な連絡に対し指定された期限内に応答または是正をしないとき
- (4)奨学金の停止開始は事実の発生月の属する四半期内であれば、その期間を含み以降は停止する
- (5)一時停止の事由が改善され理事長が、再び支給を決定した場合はその月の翌月から支給を開始する。その日が月の初日である場合はその月より支給を開始する。ただし、該当する四半期の振込後である場合は翌四半期の支給日に支給する

(奨学生の資格喪失)

第9条 奨学生が次の各号に該当すると認められる場合、資格を取り消す

- (1)留年・休学・長期欠席の理由により一時停止され、正当な理由なく、当財団からの通知や要請メールに指定された期限内に応答または是正をしないとき
- (2)奨学金給付の一時停止処分を2回受けたとき
- (3)学籍を喪失する処分を受けたとき
- (4)退学するとき
- (5)奨学金の受給理由がなくなり、奨学生から辞退の申し出があったとき
- (6)学業成績の著しい不振により卒業の見込みがないと判断されたとき
- (7)その他、偽計による不正受給など奨学生として不適切な事実があったとき
- (8)奨学金支給の取消は事実の発生月の属する四半期を含めるものとする

(奨学金の賠償)

第10条 偽計による不正受給が発覚した際には、奨学金の一部または全額の賠償を求める

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年1月29日から適用する